

旭川医科大学病院手術部委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院手術部委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院手術部委員会規程（平成18年旭医大達第38号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(組織)	(組織)
第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。	第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) 手術部長	(1) 手術部長
(2) 救命救急センター長	(2) 救命救急センター長
(3) 精神科神経科，小児科，整形外科，皮膚科，泌尿器科，眼科， <u>耳鼻咽喉科・頭頸部外科</u> ，産科婦人科，放射線科，麻酔科蘇生科， <u>脳神経外科</u> ， <u>歯科口腔外科</u> 及び形成外科の各科長	(3) 精神科神経科，小児科，整形外科，皮膚科，泌尿器科，眼科， <u>耳鼻咽喉科</u> ，産科婦人科，放射線科，麻酔科蘇生科， <u>脳神経外科</u> ， <u>歯科口腔外科</u> 及び形成外科の各科長
(4) <u>内科（循環器・腎臓，呼吸器・脳神経，内分泌・代謝・膠原病），消化器，血液）</u> の各科長のうちから 1人	(4) <u>第一内科及び内科（代謝・免疫・消化器・血液）</u> の各科長のうちから 1人
(略)	(略)
<u>附 則</u>	
<u>この規程は、令和5年10月1日から施行する。</u>	
【改正理由】	
内科学講座の再編に伴う診療科の再編のため、所要の改正を行う	

とともに、規程の整備を図るものである。